

国際関連情報 国際会議等

# 2018年7月開催 ASAF 会議報告

ASBJ 専門研究員 やまぐち なみ 山口 奈美

## はじめに

2018年7月9日及び10日にロンドンで第21回会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)会議が開催され、企業会計基準委員会(ASBJ)からは小野委員長以下が出席した。議題は次のとおりであった。

- (1) 資本の特徴を有する金融商品
  - (2) 共通支配下の企業結合
    - ① 香港公認会計士協会(HKICPA)及びイタリアの会計基準設定主体(OIC)による共同の投資家に対する調査の結果
    - ② IASBスタッフが開発しているアプローチ
  - (3) 基本財務諸表
  - (4) カナダ会計基準審議会(AcSB)による業績指標の報告のためのフレームワーク
  - (5) 有形固定資産一意図した使用前の収入
  - (6) のれん及び減損
  - (7) 開示に関する基準レベルのレビュー
  - (8) 年金会計
  - (9) プロジェクトの近況報告とASAFの議題
- 本稿では、(2)、(6)及び(7)について、ASBJの発言を中心に議論の概要を紹介する。

## 共通支配下の企業結合

今回のASAF会議では、共通支配下の企業結合に関する以下の2点が議論されたが、本稿では、IASBスタッフが開発しているアプローチについて議題の概要及び議論の状況を説明する。

- (1) HKICPA及びOICが実施した共通支配下の企業結合に係る共同の投資家に対する調査の結果
- (2) IASBスタッフが開発しているアプローチ

### 議題の概要

IASBスタッフは、受入企業の財務諸表の主な利用者のタイプ(最終支配企業、非支配株主持分(NCI)の保有者、債権者及び融資者、予想される出資者)別に、異なる情報ニーズを有している可能性に着目し、利用者のタイプ別に、有用な情報の提供に繋がると考えられる共通支配下の企業結合に関する代替的な会計処理アプローチの初期評価を行った。

初期評価の中で、例えば主な利用者のうちNCIについては、残余持分リスクにさらされており、共通支配下の企業結合取引が既存持分に影響を与える可能性があることに鑑み、現在価値に基づく方法(被取得企業の純資産の評価

額が公正価値と等しくなる方法であり、のれんが認識される方法)によって、NCIのニーズを満たす情報が提供されると評価されている。

また、IASB ボードは、2018年6月のIASB ボード会議において、NCIに影響を与える共通支配下の企業結合に関して最も有用な情報を提供するように、IFRS 第3号「企業結合」に示された取得法に基づくアプローチを修正すべきかどうか及びどのように修正すべきかを検討するように、IASB スタッフに指示した。考えられる修正には、受入企業が次のうち1つ又は複数を行うという要求事項が含まれる可能性がある。

- (1) 追加的な開示を提供する。
- (2) 「取得した識別可能純資産の超過額」とみなされる金額を、利得として認識せずに資本の拠出として認識する。
- (3) 「超過対価」とみなされる金額を、のれんの当初測定に黙示的に含めるのではなく、資本の分配として認識する。超過対価の測定は、例えば、取得した事業の公正価値との比較(いわゆる「シーリング(上限)アプローチ」)又はIAS 第36号「資産の減損」における減損テストの仕組みの適用(いわゆる「改訂シーリング(上限)アプローチ」)によって行うことが考えられる。

今回のASAF会議では、IASBスタッフが実施した、利用者のタイプ別の共通支配下の企業結合に関する有用な情報を提供すると考えられる会計処理アプローチに関する初期評価、及びNCIに影響を与える共通支配下の企業結合に係る最も有用な情報を提供する会計処理方法に関する、IASB スタッフの予備的検討に対して、ASAFメンバーの見解が求められた。

#### 議論の状況

ASBJからは、主に、次の点を指摘する発言を行った。

(1) NCIには、非常に少ない持分を多くの人数が保有する場合から、単独で49%を保有する場合まで、さまざまな構成や属性が考えられ、それにより情報ニーズが異なると考えられることから、必ずしも現在価値に基づく方法が有用な情報を提供するとは限らないと考えられる。

(2) IASB スタッフは4種類の利用者を特定して分析を行っているが、一般目的財務報告であることを前提とすると、主要な利用者の共通の情報ニーズを分析するべきである。このため、特定の利用者に焦点を当てるのではなく、4種類の利用者のニーズを調整する必要がある。

他のASAFメンバーからも、特定の利用者グループのニーズを強調することに対する懸念が複数聞かれた。また、共通支配下の企業結合の会計処理に現在価値に基づく方法が要求される場合に想定される、公正価値の評価に関する実務上の困難性を指摘する意見も複数聞かれた。

## のれん及び減損

### 議題の概要

今回のASAF会議では、のれん及び減損のリサーチ・プロジェクトにおいて検討されている開示の改善のためのアプローチについて議論がなされ、次の点に対するASAFメンバーの見解が求められた。

(1) IASB ボードが検討することを暫定的に決定した開示

- ① 企業結合で取得した識別可能純資産の価値を上回るプレミアムを支払った理由、購入対価の根拠となった主要な目標又は仮定、及び、その後の各年度における当該目標又は仮定と実績との比較

- ② 各年度における過去の企業結合ごとののれんの内訳（のれんの帳簿価額が回収可能である理由を説明する。）
- ③ 各年度における減損テストのためにのれんが配分されている資金生成単位（又は資金生成単位グループ）のヘッドルーム（資金生成単位（又は資金生成単位グループ）の回収可能価額が帳簿価額を上回っている金額）に関する情報
- (2) IASB スタッフが検討している、考えられる追加的な開示
- ① 企業結合が生じた事業年度及び企業結合後の最初の2事業年度における取得した事業の収益（revenue）及び営業利益（operating profit）の金額
- ② 各企業結合において引き受けた負債に関する情報
- ③ 取得した事業の営業利益を基礎とする実効税率（effective tax rate）
- (3) 便益を超える作成者のコストを生じさせることなく、企業結合、のれん及び減損に関するより良い情報をより適時に利用者に提供する可能性があるその他の考えられる開示についての提案

### 議論の状況

ASBJからは、日本のアナリストへのインタビューから、一部の日本のアナリストも、取引ごとののれんの分解情報を含む追加の開示を要求していることが識別されていることを示した。一方、被取得企業の事業は多くの場合に取得企業の事業と統合されることから、取引ごとののれん金額のトラッキングは困難であると考えられる点、及びのれんの減損テストの単位が必ずしも取引ごとでないことを考慮すると、

個々の企業結合取引を単位とする情報の有用性が限定的である可能性も考えられる点を懸念として指摘した。

他の ASAF メンバーからも、IASB スタッフが検討している開示の改善案によって、財務諸表の利用者にとって有用な情報が提供される可能性は否定しない一方で、取引ごとののれん金額のトラッキングが非常に複雑であることを含め、想定される目的を満たす情報の提供の困難性や、コストの問題を指摘する見解が複数聞かれた。また、企業結合取引は取引別に目的が異なることを考慮し、新たな開示要求を検討する場合には、開示の目的や原則に基づく方法を採用すべきとする見解も聞かれた。また、開示の改善だけでは、「too little, too late」の問題に対処することはできないため、開示は会計モデルと併せて検討する必要があることを指摘する見解も聞かれた。

### 開示に関する基準レベルのレビュー

IASB は、「開示に関する取組み」に関連して、的を絞った基準レベルのレビューを行う予定である。また、IASB は、当該レビューを進めるために、IASB 自身が開示目的及び開示要求の開発及び文案作成の際に使用する「IASB のためのガイダンス<sup>1</sup>」を開発することを予定している。

今回の ASAF 会議では、「IASB のためのガイダンス」と的を絞った基準レベルのレビューの対象とする基準の選定について、ASAF メンバーに助言が求められたが、本稿では、的を絞った基準レビューの対象基準の選定について、議題の概要及び議論の状況を説明する。

1 「IASB のためのガイダンス」はデュー・プロセス文書として開発するのではなく、IASB ボード会議の決定を根拠として（いわば IASB の内規として）開発することとされている。当該ガイダンスに対する利害関係者からの正式なフィードバックは、将来、当該ガイダンスを基準設定に使用する際に得ることが予定されている。

## 議題の概要

IASB スタッフは、IFRS 基準における現在の開示要求について、利害関係者から次のような問題点が指摘されたとしている。

- (1) カテゴリー A：開示目的に関連する論点（開示目的の欠如又は不足等）
- (2) カテゴリー B：開示の要求事項に関連する論点  
B1：複数の開示の要求事項において要求されている情報が重複している。  
B2：開示の要求事項が冗長又は過剰である。  
B3：作成にコストがかかる。  
B4：有用性がない。  
B5：開示の要求事項が欠如している又は不完全である。  
B6：開示の要求事項の理解が困難である。
- (3) カテゴリー C：開示の要求事項の規定ぶりに関連する論点（例えば、規範的な文言（「開示しなければならない」及び「最低限」など）が使用されている、又は開示を「奨励する（encourage）」旨の文言が使用されているなど。）
- (4) カテゴリー D：財務諸表において提供される情報の充分性に関連する論点（例えば、財務諸表において提供される情報が不十分若しくは過剰、又はボイラープレートであるなど。）

IASB スタッフは、指摘された問題点の一部又は全部に関連する基準として、次に記載する9つの基準をレビュー対象基準の候補に挙げている。

- (1) IAS 基準
  - ① IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」
  - ② IAS 第12号「法人所得税」
  - ③ IAS 第16号「有形固定資産」
  - ④ IAS 第19号「従業員給付」
  - ⑤ IAS 第21号「外国為替レート変動の影響」

## 響」

- (2) IFRS 基準
  - ① IFRS 第2号「株式に基づく報酬」
  - ② IFRS 第3号「企業結合」
  - ③ IFRS 第8号「事業セグメント」
  - ④ IFRS 第13号「公正価値測定」

IASB スタッフは、1つ又は2つの基準をレビュー対象として選定することをIASB ボードに求める予定であり、次のような基準を選定することを想定している。

- (1) 選定された基準の開示目的及び開示要求を改善する。
- (2) IASB のためのガイダンスをテストし、改善する。このため、IASB スタッフは、選定された基準が開示原則プロジェクトにおいて識別された幅広い開示上の論点に関連するものであることが重要であると考えている。

この点を踏まえて、ASAF メンバーに対して、候補基準リストから基準レベルのレビューの対象として1つ又は2つの基準を選定する場合、どの基準を選定すべきかに対する見解が求められた。

## 議論の状況

ASBJ からは、主に次の点について発言した。

- (1) IFRS 第13号は、適用後レビュー（PIR）として既に選ばれることが決定しているのではないか。選ばれない場合、IFRS 第13号のPIRはどうなるのか。
- (2) 1つ又は2つの基準を選択するというのでは少なすぎると考えられ、IFRS 第13号を含め、3つ以上の基準を選定することも検討すべきではないか。
- (3) 我が国の関係者からは、レビュー対象基準としてIFRS 第2号、IAS 第19号及びIFRS 第7号を推す声が聞かれている。IFRS 第7号はIFRS 第9号が適用されたばかりという

理由で除外されているが、IFRS 第7号には IFRS 第9号の適用前から要求されている事項もあるため、この候補基準リストから除外すべきではない。

他の ASAF メンバーからは、各法域における関係者から聞かれている見解を踏まえて、レビュー対象として選定すべきと考える基準がそれぞれ挙げられた。挙げられた基準は様々であり、その理由も、現時点における開示実務の負荷に着目するもの、基準の公表時点（古い基準か、新しい基準か）に着目するもの、利用者及び作成者の見解の相違の程度に着目するものなど様々であった。

なお、ASAF 会議の後に開催された 2018 年 7 月の IASB 会議では、ASAF 会議における議論も踏まえ、IAS 第 19 号及び IFRS 第 13 号をレビュー対象基準として選定することが暫定決定されている。